

「障害者総合支援居宅介護サービス」重要事項説明書

1 法人・事業所の概要

名称・法人種別	医療法人 社団 景翠会
代表者名	笠貫 宏
法人本部所在地及び連絡先	横浜市 金沢区 泥亀 2-8-3 電話045-785-8668
事業所名	けいすいケアセンター逗子
所在地・電話番号	逗子市逗子4-1-22 電話 046-876-5922
管理者氏名	藤澤 美香（常勤兼務）
事業所指定番号	指定障害福祉サービス居宅介護事業所 神奈川県知事指定 第1412500058号
事業実施地域	逗子市・三浦郡葉山町・鎌倉市

2 営業時間

営業日	月曜日から土曜日まで ただし、祝日、12月30日から1月3日までを除く
受付時間	午前8時30分から午後5時30分まで
サービス提供日時	月曜日から日曜日まで ただし、12月30日から1月3日までを除く 午前8時00分から午後7時00分まで 要相談

3 職員の体制

職種	常勤	非常勤	常勤換算	職務の内容
1. 管理者	1名			事業所の職員及び業務の実施状況の把握、業務の管理を一元的に行います。
2. サービス提供責任者	4名			事業所に対する指定居宅支援の利用申込みに係る調整、事業所の従業者に対する技術指導を行うほか、居宅介護計画を作成し、利用者及びその同居家族にその内容を説明する。
3. 居宅介護従事者	4名	9名	2.0名	居宅介護計画 重度訪問介護計画に基づき、障害福祉サービスの提供にあたります。
介護福祉士	4名	8名		
実務者研修修了者	0名	0名		
訪問介護養成研修1級（ヘルパー1級）課程	0名	0名		
訪問介護養成研修2級（ヘルパー2級）課程	0名	1名		
訪問介護養成研修3級（ヘルパー3級）課程				

4 当事業所が提供するサービスと利用料金

(1) サービス区分及びサービス内容

身体介護	入浴介助・清拭・洗髪	家事援助	調理	重度訪問介護	全身性障害がある方など日常生活全般に常時支援を要する方を対象としたサービスです。身体介護・家事援助・見守り等を行います。具体的な内容は身体介護、家事援助と同様です。
	排せつ介助		洗濯		
	食事介助		掃除		
	衣服の着脱の介助		買い物		
	その他必要な身体介護		その他関係機関への連絡など必要な家事		
	生活に必要な外出介護				

(2) サービス利用料及び利用者負担

居宅介護サービス費	所要時間	単位	利用者負担額
・居宅における身体介護 ・通院等介助 (身体介護を伴う場合)	30分未満	256単位/回	274円
	30分以上1時間未満	404単位/回	433円
	1時間以上1時間30分未満	587単位/回	629円
	1時間30分以上2時間未満	669単位/回	717円
	2時間以上2時間30分未満	754単位/回	808円
	30分を増すごとに	+83単位/回	89円
・家事援助	30分未満	106単位/回	113円
	30分以上45分未満	153単位/回	164円
	45分以上1時間未満	197単位/回	211円
	1時間以上1時間15分未満	239単位/回	256円
・通院等介助 (身体介護を伴わない場合)	30分未満	106単位/回	113円
	30分以上1時間未満	197単位/回	211円
	1時間以上1時間30分未満	275単位/回	294円
	1時間30分以上(343単位に30分増すごとに)	+69単位/回	74円
加算			
初回加算		200単位/月	214円
緊急時対応加算		100単位/回	107円
上限管理加算		150単位/月	160円
早朝・夜間加算	早朝(6時～8時)・夜間(18時～22時)に訪問した場合 所定単位数×25%		
その他の加算			
福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(3) (居宅介護サービス費+各加算)×35.7%			

重度訪問介護サービス費			
所要時間		単位	利用者負担額
1時間未満		186単位/回	199円
1時間以上1時間30分未満		177単位/回	189円
1時間30分以上2時間未満		369単位/回	395円
2時間以上2時間30分未満		461単位/回	494円
2時間30分以上3時間未満		553単位/回	592円
3時間以上3時間30分未満		644単位/回	690円
3時間30分以上4時間未満		736単位/回	788円
4時間以上8時間未満 (817単位に30分を増すごとに+85単位)		+85単位/回	91円
加算			
初回加算		200単位/月	214円
緊急時対応加算		100単位/回	107円
上限管理加算		150単位/月	160円
早朝・夜間加算	早朝(6時～8時)・夜間(18時～22時)に訪問した場合 所定単位数×25%		
その他の加算			
福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(3) (居宅介護サービス費+各加算)×28.3%			

利用者負担額は、御利用一回につき、地域加算(10.72)を含めて円に換算して表示したもので

ただし、小数点以下は切り捨てとなるので、一ヶ月の合計単位数で計算した場合、多少の誤差がでます。

上記のサービスの利用に対しては、介護給付費の原則1割負担となります。また、介護給付費9割分は本事業所が代受領いたします。

① 2人の居宅介護従業者により訪問を行った場合

1人の居宅介護従業者による介護が困難と認められる場合等で、ご利用者の同意のもと2人の居宅介護従業者でサービス提供した場合は、2倍の利用者負担額を頂きます。

② 利用者負担額の上限等について

利用者負担額は、ご利用者の世帯収入状況により月額負担上限が定められています。

(3) サービス利用にかかる実費負担額

サービス提供に要する下記の費用は、介護給付費の対象ではありませんので実費を頂きます。

① 通常の事業実施地域を越えるサービス

通常の事業実施地域以外の地区にお住まいの方で、当事業所のサービスを利用される場合は、居宅介護従業者が訪問するための交通費の実費を頂きます。なお事業所の自動車を使用した場合の交通費は次の額を頂きます。

① 通常の実施地域を越えてから、片道概ね3km未満 300円

② 通常の実施地域を越えてから、片道概ね3km以上 1kmにつき100円を加算

② 公共交通機関などの交通費

サービス提供中に居宅介護従業者に公共交通機関などの交通費(車・バイクは1Kmあたり20円、公共交通機関は実費)が発生した場合のほか、従業員が買い物等サービスを行なう際にかかった交通費は、その実費を頂きます。また、入場料、施設利用料等が必要な場合、その実費を頂きます。(サービスご利用時にその都度ご負担頂きます)

(4) 利用者負担額及び実費負担額のお支払い方法

前記(2)及び(3)の①の料金・費用は、1ヶ月ごとに計算し、ご請求させていただきます。

ご指定の金融機関から、自動口座引落としにてお支払いいただきます。

(5) 利用の中止、変更、追加

① 利用予定日が到来する前に、ご利用者の都合により、サービス利用計画で定めたサービスの利用を中止、又は変更することができます。この際は前日までに事業者へ申し出て下さい。

連絡先
【けいすいケアセンター逗子】
電話 046-876-5922 FAX 046-870-6312

② 利用予定日の前日までに申し出がなく、当日になって利用の中止を申し出られた場合、キャンセル料として下記の料金をお支払いいただきます。

尚、当日であってもご利用者の容態の急変など緊急やむを得ない事情がある場合、キャンセル料を請求しない場合もありますので、キャンセル事由を速やかにご連絡下さい。

利用予定日の前日までに申し出があった場合	無料
利用予定日の前日までに申し出がなかった場合	当日キャンセル料金 1000円(消費税込)

③ 市区町村が決定した「支給量」及び当該サービスの利用状況によっては、サービスを追加することもできます。

④ サービス利用の変更・追加は、居宅介護従業者の稼働状況によりご利用者が希望する時間にサービスの提供ができないことがあります。その場合は、他の利用可能日時をご利用者に提示するほか、他事業所を紹介するなど必要な調整をいたします。

5 サービスの利用に関する留意事項

(1) 受給者証の確認

「住所」及び「居宅利用者負担額」、「支給量」など「受給者証」の記載内容の変更があった場合は速やかに居宅介護従業者にお知らせ下さい。また、担当居宅介護従業者やサービス提供責任者が「受給者証」の確認をさせていただく場合には、ご提示下さいますようお願いいたします。

(2) 居宅介護従業者の禁止行為

サービスの提供にあたって、以下の行為は行いません。

- ① 医療行為
- ② ご利用者若しくはご家族等の金銭、預貯金通帳、証書、書類の預かり
- ③ ご利用者若しくはそのご家族等からの金銭又は物品、飲食の授受
- ④ ご契約者の家族に対するサービスの提供
- ⑤ 飲酒・喫煙及び飲食
- ⑥ 身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（ご利用者様又は第三者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除く）
- ⑦ その他ご利用者若しくはそのご家族等に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動、及びその他迷惑行為

6 秘密保持

事業所及びサービス従業者は、別途契約によるサービスを提供するにあたって知り得たご利用者やご家族等の秘密について、正当な理由がある場合を除いて第三者に開示することはありません。

7 苦情等の受付について

(1) 当事業所における苦情の受付及びサービス利用等のご相談

サービスに対する苦情やご意見、利用料のお支払いや手続きなどサービスに関するご相談は以下の窓口で受付けます。

苦情・緊急時受付窓口担当者	藤澤 美香
連絡先	電話 046-876-5922 FAX 046-870-6312
受付時間	月曜日から土曜日 午前8時30分～午後5時30分

(2) 行政機関その他苦情受付機関

逗子市役所 福祉部障害福祉課	所在地 電話	逗子市逗子5-2-16 046-873-1111
葉山町 福祉部福祉課	所在地 電話	三浦郡葉山町堀内2135番地 046-876-1111 (内線236)
鎌倉市役所 健康福祉部障害者福祉課障害福祉担当	所在地 電話	鎌倉市御成町18番地10号 0467-61-3975
神奈川県社会福祉協議会 (かながわ福祉サービス運営適正化委員会)	所在地 電 話 FAX	横浜市神奈川区反町3-17-2 045-311-8861 045-312-6302

8 緊急時等における対応方法

サービス従業者はサービス実施中に、利用者の病状に急変その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告します。主治医への連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な措置を講じます。またサービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村、利用者の家族等に連絡するとともに必要な措置を講じ、賠償すべき事故が発生した場合には速やかに損害賠償を行います。

9 研修について

事業者は、介護福祉士等の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備します。

- ①採用時研修採用後 3 か月以内
- ②継続研修年 1 回

10 衛生管理等

- ①訪問介護員等の清潔の保持及び健康状態について、定期検診など必要な管理を行います。
- ②事業所の設備及び備品等について衛生的管理に努めます。
- ③事業所において感染症が発生、又は蔓延しないよう必要な措置を講じます。

11 虐待の防止のための措置について

事業所は、利用者等の人権擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し研修を実施する等の措置を講じます。

12 身体的拘束等の適正化の推進

- ①事業所は利用者に対する身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行いません。
ただし、利用者の生命または身体を保護するため、緊急やむをえない場合はこの限りではありません。
- ②事業所は身体的拘束等を行う場合は、その様態、時間、利用者の心身の状況、緊急やむを得ない理由等必要な事項について支援経過に記録するとともに、利用者、家族に説明します。
- ③身体的拘束等の適正化推進のため必要な体制の整備を行なうとともに従業員に対し研修を実施する等の措置を講じます。

13 ハラスメントの防止・対応

- ①事業所は適切な訪問介護サービスの提供を確保する観点から、各種ハラスメントを防止するため、必要な体制の整備を行うとともに従業者に対し研修を実施する等の措置を講じます。
- ②職員が利用者、その家族等からハラスメントを受ける等適切な訪問介護サービスを提供できないと認められる場合はサービスの提供を制限する場合があります。

14 業務継続計画の策定等

事業所は、感染症や非常災害時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するため非常時の体制で早期の業務再開を計るための計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じます。

年 月 日

私は、本書面に基づいて事業所から重要事項の説明を受け、同意の上交付を受けました。

ご利用者様住所 _____

氏 名 _____

居宅介護又は重度訪問介護の提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

事業所所在地 逗子市逗子4丁目1番22号
事業所名称 けいすいケアセンター逗子
管理者 藤澤 美香

